

エネルギー・環境分野の規制改革に係るこれまでの取組

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
1	売電用太陽光発電施設の工場立地法の取扱いの見直し	売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。	平成24年7月までに検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省
2	市街化調整区域における太陽光発電設備の付属施設の取扱いの明確化	太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、許可が不要であることを周知する。	平成24年度措置	国土交通省
3	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備の取扱いの明確化	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外、人が架台下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要であることを周知する。	平成24年度早期措置	国土交通省
4	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第必要に応じ措置	経済産業省
5	太陽熱等に関する環境価値取引促進のための熱量推計方法の確立	サンプリング調査を基にした熱量の推計は計量法上の諸規制の適用対象外であるところ、グリーン熱証書の普及を図るべく、技術的な実証を重ねることにより、再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法を確立する。	平成25年度結論	経済産業省
6	風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化①(審査手続の簡素化・迅速化)	風力発電に係る環境影響評価について、事業者に煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。	平成24年度措置	経済産業省
7	風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化②(書類の受理に係る手続適正化)	風力発電に係る環境影響評価の手続について、書類の受領に際しては、評価項目の不足等の形式面に限定した確認にとどめ、書類の提出前の事前確認は事業者の求めに応じて行うものであり、国から求めることはない旨を周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省
8	風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化③(低周波音に関する取扱い)	風力発電に係る環境影響評価においては、低周波音について環境基準がなくとも、これまでの審査実績等から遅滞なく適切に審査をすることが可能であることを周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省
9	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直し	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、必要な見直しを行う。	平成24年度措置	環境省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
10	風力発電の導入促進に係る審査の一本化	風力発電設備(洋上風力発電設備を含む)に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)1. ③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省
11	風力発電施設に係る航空障害灯等の設置免除の基準の緩和	風力発電施設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、海外の基準の状況を精査し、設置間隔の拡大について検討し、結論を得る。	平成24年度検討、平成25年度早期結論	国土交通省
12	自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し①(通知の見直し)	国立・国定公園内における地熱発電施設を6箇所に限定するという通知を廃止するとともに、国立・国定公園の区分や地熱発電の開発段階に応じた許可方針について、風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和を図る観点から、国立・国定公園内での地熱発電について、以下の事項を可能とするための通知を環境省から発出する。 ・地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、地表に影響がなく原状復旧が可能なもの等一定の要件を満たすものについては、特別保護地区及び第1種特別地域を含め、国立・国定公園全域において許可可能であること。 ・普通地域については、風景の保護上の支障がないもの等について、地熱開発を認めること。 ・普通地域、第2種及び第3種特別地域において、小規模の地熱発電やバイナリー発電等で一定の要件を満たすものについては認めることとし、その促進のため地域への情報提供を行うなど積極的な取組を進めること。 ・普通地域又は公園外から第2種・第3種特別地域内の地下への傾斜掘削による地熱利用については、特別地域の地表への影響がないこと等一定の要件を満たすものは許可可能であること。 ・第2種・第3種特別地域における垂直掘削及び発電施設の設置は、景観保全等に特別な配慮を要する地域であることを踏まえ、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られる優良事例の形成を検証しつつ、実施すること。その際、地域での合意形成や環境への影響を軽減する技術の投入など特段の取組が行われる事例を具体的案件として選択すること。	平成23年度措置	環境省
13	自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し②(優良事例の形成の検証)	我が国の将来の地熱開発が適切に進められるよう、優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が図られる地熱開発についての検証を行う。	平成24年度以降順次措置	環境省
14	ボイラー・タービン主任技術者への外部委託の導入	小型の設備に関して、ボイラー・タービン主任技術者への外部委託の導入を可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省
15	地熱発電所の熱水の多目的利用	水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する。	平成24年度措置	環境省
16	小型蒸気・バイナリー発電機の使用前審査に係る取扱いの周知	圧力容器の構造強度等を定めた技術基準は性能規定化されており、その適合性については設置者の自主保安の範囲において確認されるべきことを周知徹底する。 その際、小型蒸気・バイナリー発電機に用いる圧力容器について、設置者として技術基準への適合を確認した範囲に限り、国内外の標準規格で製造された規格品について、現状でも使用前自主検査の合理化は可能である旨を併せて周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
17	小型蒸気・バイナリー発電機の溶接事業者検査に関する見直し	発電設備等の電気工作物のうち、発電に用いる他の機械又は器具を冷却する目的で用いられる冷却器については、安全上のリスクが低い可能性があることから、溶接事業者検査の対象外とする方向で検討し、結論を得る。	平成24年度措置	経済産業省
18	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得る。 また、水利権取得申請について、以下のような手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行う。 ①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、審査の実態を調査の上、審査に最低限必要なものに簡素化する方向で検討し、整理を行う。 ②使用水量の算出の根拠について、取水地点で10年間の実測資料がない場合は、取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等から算出されたデータを根拠とすることが可能であり、またやむを得ず近傍観測所等が保有しているデータが10年間に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能である旨、周知徹底を行う。 あわせて、河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者のニーズに応じ提供する。 ③小水力発電が、河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化について検討し、中間整理を行う。 ④動植物に係る調査を文献調査や聞き取り調査で代表魚種を選定することが可能である旨、周知徹底する。 ⑤休止していた小水力発電を再利用する際、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できる旨、周知徹底する。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
19	取水管理の柔軟化による効率的な運用	許可取水量の管理方法に関しては、出力抑制運転の改善のため、小水力発電の実態を踏まえ、発電事業者と共同で、より効率的な取水ルールの策定を行う。 あわせて、従属発電の取水量報告は、発電出力からの換算による方法、あるいは従属元の取水量と発電使用水量が同量であれば、従属元の取水量でもって報告する方法など、実測以外の簡便な方法によることが可能である旨、周知徹底する。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
20	小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入	農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を図るため、登録制を導入する。	平成24年度検討、可能な限り速やかに措置	国土交通省
21	小水力発電設備の保安規制の見直し	小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。	平成24年度検討、結論を得次第措置	経済産業省
22	ダム水路主任技術者の資格要件の見直し	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度（許可選任）の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限値について見直しを行う。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
23	バイオマス発電燃料の普及促進のための判断事例の整理・周知	①バイオマス発電の普及促進の観点から、地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理し、各自治体の判断に資する事例集を作成し、周知する。特に、バイオマス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少ないものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。 ②バイオマス発電の普及促進の観点から、本事例集をより充実した内容にすべく、必要に応じて継続的な見直しを行い、都度周知する。	①平成24年度措置 ②平成24年度以降、順次実施	環境省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
24	バイオマス発電燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化	バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合に、燃料として利用するために有償で譲り受けるバイオマス発電事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化すべく検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	環境省
25	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論	農林水産省 環境省
26	バイオマス混焼発電についての買取方法の検討	バイオマス混焼発電について、制度の安定性・公正性を確保しつつ、事業採算性の向上を図ることができるような買取手法について検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省
27	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	耕作放棄地等への再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施し、農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地マップを公表する。	平成24年度措置	農林水産省
28	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度措置	農林水産省
29	保安林における許可要件・基準の見直し①(保安林の解除の要件)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の指定解除について、再生可能エネルギー事業者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、都道府県等に広く周知する。 具体的には、「他に適地がない」等の用地事情の確認範囲を、「日本全国」、「地方区分」といった必要以上に広範囲で求めるのではなく、保安林の配備状況(市町村内、都道府県内複数市町村、複数県等)を踏まえつつ、事業目的に応じて、合理的な理由により明確化するよう検討し、結論を得る。 加えて、保健保安林や飛砂防備保安林内における施設整備などにおいて、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合には、当該機能に係る代替施設を設置する必要があることを明確化する。	平成24年上期措置	農林水産省
30	保安林における許可要件・基準の見直し②(保安林の作業許可)	保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の作業許可の要件について、再生可能エネルギー事業者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、都道府県等に広く周知する。 その際、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合は、現行の通知上の保安林内の作業許可の基準に照らして、工事のために必要となる道路部分について拡幅する等の柔軟な対応が可能であることを明確化する。	平成24年上期措置	農林水産省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
31	国有林野の貸付対象に関する見直し	①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定条件の下、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。 ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備としての認定を受けた場合、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。	①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、その施行後速やかに措置 ②平成24年7月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行後速やかに措置	①財務省 農林水産省 ②財務省 農林水産省 経済産業省
32	補助事業で取得した財産の有効利用に係る周知	補助事業で取得した財産を有効利用することで、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、以下について農林水産省ホームページ等を通じて広く周知徹底する。 ①補助事業で設置した農林水産関連施設について、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、届出のみで可とする。 ②収益納付条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、自ら設置した施設には適用されない。	平成24年度措置	農林水産省
33	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化 ①(情報開示の拡大に向けた見直し)	送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い、必要な改善点を検討し、更なる情報開示を進めるため、例えば、閲覧などの手法により広く情報が得られるよう見直しを行う。	平成24年度措置	経済産業省
34	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化 ②(申請手続の見直し)	系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。	平成24年度措置	経済産業省
35	送電における広域的運用の拡大	①再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、隣接する一般電気事業者の調整力を活用し、更なる系統連系量拡大を進める(当該内容により、一般電気事業者による再生可能エネルギー(風力発電等)の系統連系募集枠を増やすようにする)。 ②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	①平成24年度措置 ②平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
36	再生可能エネルギー設備に係る専用線での連系接続の実施	再生可能エネルギー設備について、既設の施設と設備規模(特高、高圧、低圧)が異なる場合や需要家が異なる場合等において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合は再生可能エネルギー設備専用の引込線を別途敷設することを可能とする。	平成24年度速やかに措置	経済産業省
37	固定価格買取制度における買取条件の予見可能性の確保	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく調達価格については、法律上毎年度定めることとなっているが、調達価格等算定委員会の意見も踏まえつつ、事業者が次年度以降の価格について予想を立てやすくなるような方法について検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省
38	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	一般電気事業者や新電力と、グリーン新電力の両者を活用したグリーン電力の活用が可能である旨について、ホームページ公開にとどまらず、周知文書を発出(電力会社、新電力、グリーン新電力)するといった対応で、速やかに措置する。	平成24年度早期措置	公正取引委員会 経済産業省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
39	発電所設置に係る環境影響評価の審査手続の迅速化	風力発電等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の整備・提供を行うとともに、現状の課題点等について事業者へのヒアリングを行いつつ、評価項目の絞り込みや審査期間の短縮など、運用上の工夫によって、環境影響評価法に基づく手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度措置	環境省
40	火力発電所リプレースにおける計画段階環境配慮書手続の迅速化	火力発電所のリプレースにおいて、土地の改変等の環境影響が限定的でかつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる場合などにおいては、計画段階環境配慮書手続自体や、その後の環境影響評価手続に要する時日の短縮が可能となるよう、運用上の工夫によって、手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度措置	環境省
41	火力発電所リプレースに伴う既存工作物の撤去の扱いの明確化	火力発電所のリプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄について、一定期間の経過や事業実施場所等を考慮した上で、一体の事業としてみなすことが困難なケース、又は環境影響が極めて小さいことが明らかであり、環境影響評価項目として選定しないことが可能であるようなケースについて、事業者へのヒアリングを行いつつ、その結果を整理し明示する。	平成24年度措置	環境省
42	公営の発電事業における新電力の買取参入の実現	地方公共団体に対して、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。	平成24年度早期措置	総務省 経済産業省
43	卸・IPPの発電余力の活用	卸・IPPの発電余力活用契約に関する指針につき、発電余力が積極活用されるよう、その活用実態をIPP事業者等に個別にヒアリングする等、実績を調査・分析の上、速やかに必要な見直しを行う。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
44	新規電源設置におけるIPP入札の実施①(kW契約)	新しい火力入札の指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化するよう検討し、結論を得る。	平成24年度措置	経済産業省
45	新規電源設置におけるIPP入札の実施②(併売)	新しい火力入札の指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能である点を明確化(明記)した上で、指針を策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省
46	新規電源設置におけるIPP入札の実施③(入札スケジュール)	新しい火力入札の導入に当たっては、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう、指針を策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省
47	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化(公益特権等)	電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
48	発電所建設の促進(コロケーションルールの整備)	発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
49	卸電力取引市場の整備・活性化(電源の拠出、マーケットメイク等)	卸電力取引所の整備・活性化については、一定規模の電源の拠出等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
50	卸電力取引所の中立化・法定化(組織の見直し等)	卸電力取引所の中立化・法定化については、卸電力取引所のガバナンスの在り方等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
51	電力系統利用協議会 の中立化(組織の見直し)	一般社団法人電力系統利用協議会の中立、公平、透明性を向上させるための改善等を検討し、結論を得る。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
52	常時バックアップ・部分供給の在り方見直し (価格水準等)	常時バックアップ及び部分供給の在り方については、その料金体系等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
53	自家発補給契約の見直し	自家発補給契約の別契約化を実質的に可能とするための指針を速やかに策定し公表する。また、同指針を公表した後、その実態を調査・分析の上、問題があれば、当該指針を速やかに見直す等の措置を講じる。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
54	特定電気事業制度の見直し①(域内電源比率)	特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
55	特定電気事業制度の見直し②(新電力による供給)	特定電気事業者に対しては、新電力が保有する発電所からも電力供給が可能となっている点を、広く周知する。	平成24年度早期措置	経済産業省
56	同時同量制度の見直し	同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
57	アンシラリーサービス 料金の見直し(アンシラリー市場の創出等)	アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
58	インバランス料金の引下げ	インバランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
59	託送料金の引下げ・透明化①(料金内訳の開示)	託送料金については、第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」・「変電費」・「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施する。	平成24年度早期措置	経済産業省
60	託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式)	託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
61	系統全体の需給情報の提供	事業者及び需要家の意見を踏まえつつ、系統全体の需給状況につき、リアルタイムに近い形で情報提供が進むよう、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省
62	低圧託送制度の創設 ①(早期ルール化)	全量買取制度の導入に当たり、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでも、一般電気事業者の配電網の利用(託送)が可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省
63	低圧託送制度の創設 ②(メーター仕様)	全量買取制度の導入に当たり、低圧での電力買取りについては、通常の電力メーターでも対応可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論	経済産業省
64	自己託送サービスの在り方(需要場所の要件緩和等)	自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
65	自営線供給に関する要件緩和措置①(道路占用)	①経済産業省において、非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、非常時における電力を確保する必要性が特に高い施設であって、かつ、自営線を用いて電力融通することで必要な電力を確保することが相当であると考えられる事案について検討する。 ②国土交通省においては、それらに該当する自営線に係る占用許可に当たって適切な配慮を行うよう、各道路管理者に周知する。	①平成24年度検討・結論 ②結論を得次第措置	①経済産業省 ②国土交通省
66	自営線供給に関する要件緩和措置②(陸電供給)	移動用発電機の取扱いにつき、発電船による陸上への電力供給方法を含め、分かりやすい形での周知を図る。	平成24年度早期措置	経済産業省
67	スマートメーターの導入促進①(高圧メーター仕様)	引き続き短期的なサービスパルスの活用を最大限図りつつ、今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関しても電文形式のデータが容易に抽出できるよう、電文インターフェースについて標準化すべく、検討を開始する。	平成24年度検討開始	経済産業省
68	スマートメーターの導入促進②(高圧スマートメーターの国際調達)	高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対してオープンな形で実質的な競争がある入札(国際調達手続等)を行うことを原則とすべく、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省
69	スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し)	新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
70	スマートメーターのインターフェース等の標準化①(共同調達)	一般家庭用及び高圧以上のスマートメーターの調達に関しては、一般電気事業者に対して導入計画を早期に策定させ、本格導入段階にある事業者には具体的な調達方法も併せて検討することを促すよう、フォローアップを行う。	平成24年度措置	経済産業省
71	スマートメーターのインターフェース等の標準化②(伝送部の扱い及び課金行為)	スマートメーターからパルスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、課金及び証明サービスを行う方策について、特定計量器検定検査規則第12条「分離することができる表示機構」から電気計器を除外し、かつパルスの発信装置をJISにおける型式承認の対象とするよう計量法における規制の在り方を検討し結論を得る。	平成24年度措置	経済産業省
72	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討	小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
73	電力市場における競争活性化策の検討①(市場支配力)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者の市場支配力及び新電力のシェアが伸びていない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。 ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	①平成24年度検討・結論 ②平成23年度検討開始、結論を得次第措置	①公正取引委員会 ②経済産業省
74	電力市場における競争活性化策の検討②(供給区域)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者間の供給区域を越えた競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が進まない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。 ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	①平成24年度検討・結論 ②平成23年度検討開始、結論を得次第措置	①公正取引委員会 ②経済産業省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
75	規制分野の電気料金における供給約款料金と選択約款料金の区分の明確化	規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
76	需要側の取組の活用（節電取引）	需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
77	スマートコミュニティの実現	スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
78	住宅・建築物の省エネ基準の見直し①（暖房基準）	住宅の省エネ基準の見直し、及び、第180回国会に提出した「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定低炭素住宅の基準においても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、結論を得る。	平成24年度措置	経済産業省 国土交通省
79	住宅・建築物の省エネ基準の見直し②（工程表の明示）	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、関係省庁が連携しながら検討を行い、2020年までの具体的な工程（対象、時期、水準）を省エネ法改正に合わせて明確化する。	平成24年度早期措置	経済産業省 国土交通省
80	住宅・建築物の省エネ基準の見直し③（整合性の確保）	「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定基準は、将来には新築住宅・建築物が達成すべき水準を考慮した誘導基準となるよう検討し、結論を得る。	平成24年度早期措置	経済産業省 国土交通省
81	住宅・建築物のラベリング制度の充実	新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省
82	リチウムイオン電池に係る建築基準法上の用途地域ごとの取扱いの見直し・明確化	消防法上の見直しを踏まえつつ、事業者要望やこれまでの事例を検証し、建築基準法上の用途地域別に、合理的な貯蔵量について、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省
83	コンテナに収納される蓄電池の取扱いの明確化	太陽光発電以外の用途でも使用される蓄電池及び制御装置設備等を収納するコンテナのうち、人が内部に通常入らないなどの一定の要件を満たすものについて、建築物に該当せず、建築確認が不要である範囲を明確化した上で、その旨を技術的助言により周知する。	平成24年度措置	国土交通省
84	家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和	家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
85	コジェネレーション・燃料電池の抜本的普及拡大	コジェネレーション・燃料電池の抜本的な普及拡大を図るため、諸外国の事例等も参考にしつつ、導入支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を行い結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省
86	用途地域による危険物貯蔵の規制緩和（防災型マンションコジェネレーション備蓄燃料貯蔵の緩和）	事業者要望やこれまでの事例を検証し、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省
87	非常時におけるLPGエアを使用する際の高圧ガス保安法またはガス事業法の適用について	非常時にコジェネレーションシステムに付随するLPGエアを使用する際には、高圧ガス保安法またはガス事業法の適用を受ければよい旨（液化石油ガス保安法の適用は不要）につき、都道府県に対して周知する。	平成24年度早期措置	経済産業省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
88	ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和	ガスタービンの取替工事について、出力1万kW未満のものと5万kW未満程度のものについて、爆発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるか、また全て同一設計になっているのかといった点につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
89	LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離に関する考え方の再周知・徹底	LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離に関して、火災予防上安全と認められる場合に緩和がなされるよう、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防第40号)を、再度周知徹底する。	平成24年度早期措置	総務省
90	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化	農地の区画・形質に面的な変更を加える場合には、農地転用許可を受けることが基本であるが、農地におけるガス工作物の設置に係る取扱いについて、都市ガス事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて農地制度上の取扱いについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	農林水産省
91	ガスパイプライン設置コストの一般負担化(供給区域内需要家によるコストの一部負担)	今後のエネルギー政策における天然ガスシフトの在り方を踏まえつつ、供給区域外でのパイプライン設置のうち、どのような場合において、コストの一部を一般負担化し、供給区域内の需要家にもコストの一部を負担させることができるか、需要家の受益と負担の関係等を踏まえ、天然ガスシフト基盤整備専門委員会等において検討を行う。	平成23年度検討、平成24年度結論	経済産業省
92	土壌汚染対策法の届出に添付すべき書類の簡素化	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な図面とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば、道路占用に係る書類で代用可能である旨を周知する。	平成24年度措置	環境省
93	熱供給事業法への燃料費調整制度の導入	熱供給事業への燃料費調整制度の導入について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
94	熱料金改定時の認可手続の見直し	熱料金改定時の認可手続の見直し(値下げ時の届出制導入)について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
95	天然ガス自動車等の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加	①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番(圧縮天然ガス自動車)の規格の安全性について民間団体等に設置される検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。 ②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会の下で自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(IWVTA)についての合意内容を踏まえ、IWVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。	①平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置 ②IWVTAについては、2016年3月までの合意を目指している。	経済産業省
96	天然ガス自動車の容器再検査期間の変更	天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間について、ユーザーに承認を得た上で車検と同一のタイミングで行うよう、各都道府県を通じ、容器再検査所に対して周知する。	平成24年度早期措置	経済産業省
97	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法の見直し	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則の妥当性を検証した上で、国内基準として、導入する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	国土交通省

番号	事項名	規制・制度改革の概要	実施時期	所管官庁
98	圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量上限の緩和	事業者要望やこれまでの事例を検証し、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省
99	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力等について、安全性を示す十分な実験データ等が提示された場合には、緩和について検討を開始する。	平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
100	乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制の緩和（日本と欧州の排ガス規制の統一）	乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	国土交通省 環境省
101	超小型モビリティの走行緩和	つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティが公道を走行できるよう、速やかに検討を開始する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	警察庁 国土交通省
102	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大	陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰について、事業者からの意見を踏まえ、確実な利用の担保や事業の公益性等の観点から、有効利用用途の拡大につき検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省
103	環境配慮契約法における債務負担年限の見直し	ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。	平成24年度検討開始、平成25年度措置	環境省

「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)より抜粋

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
33	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、平成22年12月に公表した工程表(「規制の再点検に係る工程表2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)について、進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、平成27年までの各年の取組を明らかにした工程表に改定する。	平成24年度措置	総務省 経済産業省 国土交通省
34	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和	スマートメータの高速通信を可能とするため、2MHz～30MHz帯での電力線搬送通信(PLC)の屋外利用について、所要の省令改正を行う。	平成24年度措置	総務省
35	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクのうち旧法タンク(昭和52年の政令改正以前に建設されたタンク)に係る保安検査の開放周期の在り方について、平成25年度に結論を得ることを前提として、結論を得るまでの工程表(検討スケジュール)を策定、公表する。	平成25年1月までに措置	総務省
36	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備を道路占用許可対象物件に追加することを内容とする道路法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
37	発電水利権許可手続の合理化	発電水利権許可手続の合理化のため、河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、構造上の基準について作成する。	平成24年度措置	国土交通省
38	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論	農林水産省 環境省
39	発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等	火力発電所リブレース及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リブレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる。	平成24年に一定の結論、結論を得次第措置	環境省 経済産業省
40	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引き上げについて検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度結論、平成25年上期までに必要に応じ措置	経済産業省
41	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し)	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化のため、送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能性についての情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、事業者から実情把握を行い、その情報開示に必要な改善点を検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
42	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し)	再生可能エネルギー等の系統接続申請を円滑化するため、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化する。また、標準処理期間の短縮化を図るべく検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
43	超小型モビリティの走行緩和	超小型モビリティの公道走行について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用することで、公道走行を従来より簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。	平成24年度措置	国土交通省 警察庁

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
44	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の発電規模の要件に該当する小規模な水力発電については、水利使用区分を「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとするなどの内容の河川法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
45	太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和	電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。	平成25年上期結論、結論を得次第措置	経済産業省
46	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の明確化(ダムの要件明確化)	電気事業法においてダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件である「ダムを伴わないもの」の定義を明確化し、ヘッドタンクや農業用水路内等に設けられた堰はダムに当たらないことを周知する。	平成25年1月措置	経済産業省
47	系統接続円滑化のための発電設備等の電力容量の変更	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系(35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電送路と連系する場合)の発電設備等の一設置者当たりの電力容量は、それぞれ原則50kW、2,000kW、10,000kW「未満」となっているところ、一設置者あたりの電力容量が50kW、2,000kW、10,000kWの発電設備等の接続についても、個別協議により、技術面などで問題が無いと判断される場合には連系を認めるよう、当該容量近傍の電力容量の発電設備等について運用を柔軟化する。	平成24年措置	経済産業省
48	固定価格買取制度における買取義務の考え方の明確化	固定価格買取制度における買取義務の考え方につき、以下の事項についてQ&Aを作成してホームページに掲載し、明確化する。 ・特定契約の買取の相手方が変更された場合、買取価格は設備認定時に決められた価格を引き継ぐものとし、変更時の価格・期間が適用されることはないこと ・特定契約の買取の相手方が新電力から一般電気事業者に変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・特定契約の買取の相手方が一般電気事業者から新電力、新電力からまた当初の一般電気事業者へと変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・複数の電気事業者と特定契約を締結した場合、当初の優先順位・割合を変更したとしても、当該複数の電気事業者には買取義務があること	平成24年度措置	経済産業省
49	電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置の高速道路SA等への係る更なる緩和	電気自動車専用急速充電施設の整備を促進するため、高速道路の上下線の各休憩施設に急速充電施設を設置する場合においては、一需要場所である上下線それぞれの施設での追加契約を可能とすることの是非について検討し、結論を得る。	平成25年上期結論、結論を得次第措置	経済産業省
50	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載	自動車に搭載され、使用されていた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を別の自動車に装着することについて、使用されていた容器を継続使用することに当たっての安全性や取り外し後の保管方法等に関し、民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、省令等の改正の可否について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省
51	改正省エネ法における地縁の一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲の拡大	複数の事業者が入居しているオフィスビル(いわゆるテナントビル)等における定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁の一体性の考え方の業務部門への適用の可否を検討し、結論を得る。	平成25年上期結論、結論を得次第措置	経済産業省
52	公道部分の形質変更届に係る添付書類の簡素化	土壤汚染対策法第4条第1項の公道に係る届出について、当該土地の所有者を証する必要がある場合、登記事項証明書及び公図の写し以外の書類で代替できるか否かについて検討し、結論を得る。	平成25年度措置	環境省
53	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する洗浄処理ガイドラインの制定	微量PCB汚染廃電気機器等の適正かつ迅速な処理を推進する観点から、洗浄処理方式について検討を行い、その実用可能性が認められた方式からガイドラインの策定を行う。	平成24年度検討開始、逐次実施	環境省